

学童クラブの入会に係る「選考指数表」の見直しについて

本区の学童クラブの入会に係る選考については、保護者の保育の必要性を指数化して点数の高い順に学童クラブの入会を決定している。

近年の子育て環境や働き方改革、働き方の多様性等に伴い、現行の基準が本区の実態と必ずしも合わない状況が見受けられ、これまで以上にさまざまな就労形態が想定される現状を鑑み、基準の見直しを行う。

1 「選考指数」に関する見直し

- (1) 居宅外労働と居宅内労働の区分を統合する。
- (2) 就労時間について、休憩時間を含む労働契約上の正規の時間とする。
- (3) その他、保育所等の入所に係る「基本指数」に準じた指数に変更する等
所要の規定整備を行う。

2 実施時期

令和3年4月入会に係る選考から適用する。

【参考】

令和3年4月入会選考に係る今後のスケジュール

令和2年12月1日 「令和3年度学童クラブ利用児童募集のご案内」配布
12月2日 令和3年4月入会申込受付開始
令和3年1月上旬 令和3年4月入会申込締切
2月上旬 結果通知発送

新旧対照表(令和3年4月入会申込から適用)

別紙

◎選考指数
【現 行】

番号	保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保護育成に当たることができない場合)					選考指数		
	類型	細目						
1	居宅外労働 (居宅外自営を含む。)	月20日以上	(1)	1日7時間以上の就労を常態		20		
			(2)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態		19		
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		18		
		月16日以上	(4)	1日7時間以上の就労を常態		18		
			(5)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態		17		
			(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		16		
		月12日以上	(7)	1日7時間以上の就労を常態		16		
			(8)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態		15		
			(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		14		
		その他	(10)	上記(1)から(9)までのほか、勤務の態様から保護育成ができないと認められる場合			14～20	
2	居宅内労働	自営 中心者	月20日以上	(1)	1日7時間以上の就労を常態	19		
				(2)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18		
				(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	17		
			月16日以上	(4)	1日7時間以上の就労を常態	17		
				(5)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16		
				(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15		
			月12日以上	(7)	1日7時間以上の就労を常態	15		
				(8)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態	14		
				(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	13		
		自営 協力者	月20日以上	(10)	1日7時間以上の就労を常態	18		
				(11)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17		
				(12)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16		
			月16日以上	(13)	1日7時間以上の就労を常態	16		
				(14)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態	15		
				(15)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14		
			月12日以上	(16)	1日7時間以上の就労を常態	14		
				(17)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態	13		
				(18)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12		
		内職	(19)	週3日以上かつ1日6時間以上とみなされる内職を常態		12		
			(20)	週3日以上かつ1日4時間以上6時間未満とみなされる内職を常態		11		
			その他	(21)	上記(1)から(20)までのほか、勤務の態様から保護育成ができないと認められる場合			11～19
3	ひとり親家庭等					(1) 離婚(事実上の離婚を含む。)-死亡・行方不明・未婚・拘禁	20	
4	出産・疾病・ 心身障害	出産	(1) 出産前後休養のため保護育成ができない場合			12		
			(2) 入院中・入院予定者(1か月以上)			20		
		疾病	長期入院	(3) 常時臥床・精神性疾患・感染性疾患			20	
				(4) 安静(おおむね日中4時間以上就床)			16	
			自宅療養	(5) 一般療養			12	
		心身障害		(6) 身体障害者手帳1級～2級・愛の手帳1度～3度・精神障害者保健福祉手帳1級～3級			20	
			(7) 身体障害者手帳3級・愛の手帳4度			16		
			(8) 身体障害者手帳4級			12		
			5	看護(介護)	入院・通院・通所付添い	(1)	月20日以上かつ1日4時間以上の付添い	18
						(2)	月16日以上かつ1日4時間以上の付添い	16
(3)	月12日以上かつ1日4時間以上の付添い	14						
自宅療養	(4)	常時介護・重度介護			18			
	(5)	随時介護(身の回りのことはある程度できるが、しばしば介助が必要)			15			
	(6)	一般療養			12			
6	求職	就労内定	(1)	1日7時間以上の就労を常態	13			
			(2)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態	12			
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11			
		未定	(4)	求職のため日中外出を常態(期限2か月間)	11			
7	特例	就学等	(1)	不就労であるが、就学・技能習得のために保護育成ができない場合	番号1を参照			
		災害	(2)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のために保護育成ができない場合	20			
		その他	(3)	上記(1)及び(2)のほか、明らかに保護育成ができないと認められる場合	12～20			

【変更後】★印は変更点

保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保護育成に当たることができない場合)						選考指数
番号	類型	細目				
1	居宅外労働 居宅内労働	月20日以上	(1)	1日8時間以上の就労を常態		20
			(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態		19
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		18
		月16日以上	(4)	1日8時間以上の就労を常態		17
			(5)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態		16
			(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		15
		月12日以上	(7)	1日8時間以上の就労を常態		14
			(8)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態		13
			(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		12
		その他	(10)	上記(1)から(9)までのほか、勤務の態様から保護育成ができないと認められる場合		
2	ひとり親家庭等			(1) 離婚(事実上の離婚を含む。)-死亡・行方不明・未婚・拘禁	20	
3	出産・疾病・ 心身障害	出産	(1)	出産前後休養のため保護育成ができない場合		12
			長期入院	(2)	入院中・入院予定者(1か月以上)	
		自宅療養	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患		20
			(4)	安静(おおむね日中4時間以上就床)		16
			(5)	一般療養		12
		心身障害	(6)	身体障害者手帳1級～2級・愛の手帳1度～3度・精神障害者保健福祉手帳1級～3級		20
			(7)	身体障害者手帳3級・愛の手帳4度		16
			(8)	身体障害者手帳4級		12
4	看護(介護)	入院・通院・通所付添い	(1)	月20日以上かつ1日4時間以上の付添い		18
			(2)	月16日以上かつ1日4時間以上の付添い		15
			(3)	月12日以上かつ1日4時間以上の付添い		12
		自宅療養	(4)	常時介護・重度介護		18
			(5)	随時介護(身の回りのことはある程度できるが、しばしば介助が必要)		15
			(6)	一般療養		12
5	求職	就労内定	(1)	1日8時間以上の就労を常態		13
			(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態		12
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態		11
		未定	(4)	求職のため日中外出を常態(期限3か月間)		11
			就学等	(1)	不就労であるが、就学・技能習得のために保護育成ができない場合	
6	特例	災害	(2)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のために保護育成ができない場合		20
		その他	(3)	上記(1)及び(2)のほか、明らかに保護育成ができないと認められる場合		

※就労時間は労働契約上の正規の時間(休憩時間を含む)とし、残業は含まない。